

第17回 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

1 開催日時

平成27年8月11日（火） 16時00分～17時00分

2 開催場所

奈良県庁舎 会計管理者室

3 出席者

- (1) 委員 … 福井委員長、和田委員、坂西委員、島委員、島田委員（5名全員出席）
- (2) 事務局 … 榎原会計局長、会計局総務課 西村課長、小林課長補佐、吉田係長、山崎主査

4 議事等（質疑応答については6議事等概要に記載）

- (1) 会議の公開、議事録の作成について
- (2) 報告
 - ・政府調達制度、苦情処理手続の概要について
 - ・本県特定調達契約の状況について

5 公開・非公開の別

公開（傍聴者 0人）

6 議事等概要

- (1) 開会
- (2) 委員会録音の了承
- (3) 会議成立の報告

事務局より、委員の半数以上が出席しているため、奈良県政府調達苦情検討委員会規則第6条第3項の定足数を満たし、会議が成立していることを報告した。

(4) 挨拶（榎原会計局長）

(5) 議 事

①会議及び議事録の公開

事務局から説明の後、委員長が委員に諮り、異議なく決定した。

②議事録署名委員の選出

福井委員長が、50音順により、島田委員を指名した。

③報告

- ・政府調達制度、苦情処理手続の概要について
- ・本県の特定調達契約の状況について

④質疑及び意見交換

- ・事務局から資料に基づき説明後、委員から次のとおり質疑及び意見交換が行われた。

和田委員：苦情処理の手続きは、他府県でも奈良県と同じような流れになるのか。

事務局：処理日数は上限が決められているので、同じような流れとなる。

福井委員長：随意契約については政令で定められているが、具体的にはどこで、どういう形で審議されて、どういうふうに随意契約が許されるのか。

事務局：県の場合は、事業に関し契約締結権者があり、担当部局で指名審査会を持って、そこで随意契約にすべきか判断して決めている。

島田委員：昨年度の実績で記載のある「県民だより」の印刷は落札者が年度毎に入れ替わるのか。

事務局：落札者は年度によって、価格競争なので、入れ替わることはある。

島田委員：数社の中で持ち回りしたりすることはないか。

事務局：微妙な金額差で、落札されているので、シビアに価格競争されている印象を持っている。

島田委員：本来のことを考えると毎年変わることがいいのかどうか。受託する側が変われば毎年やり方も変わる。些細な金額で、毎年業者が変更されるのは、どうかと思う。

事務局：以前であれば、ノウハウとか専門性が高い、慣れている、実績があるという理由

から随意契約として成立していた時代もある。今は競争性を図るということになっており、慣れているという理由だけでは随意契約としては基本認めない。仕様をきっちり決めておかないとできたものがぶれるので、そこは手間はかかるが仕様を決めて入札をする。競争性、透明性を確保するという観点から、随契に関しては厳格に取り扱っているところ。

坂西委員：平成8年度～26年度の契約状況を見ると、指名競争入札がゼロ件となっている。一般競争入札は価格の面が重視されると思うが、例えば品質のことを考えたりすると指名競争入札という手段というのはいかがか。

事務局：指名競争入札については確かに一定レベル以下の業者を排除するとか、一定の効果はあるが、WTO案件についてはオープンな競争が優先される。指名競争する場合には指名基準が難しく、その基準自身がWTOの趣旨にあわないというようなこともあって、リスクがあると認識されていて行っていないと考えている。

福井委員長：県で随意契約しているものにある、政令第10条1項第2号の「既に調達をした物品等又は既に契約を締結した特定役務につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。」に該当すれば随意契約できるということと、先ほど質問されていた県民だよりのように同じところからしないとぶれが生ずるのではないかという懸念と、限界事例が出てきて、どちらをどう振り分けるかというのは、最終的には要綱か何か細かく審査する基準みたいなものを作り、振り分けておられるのか。

事務局：通常の随意契約は、会計局で随意契約の基準を作成しており、その基準に厳格にあてはめて適用している。WTOに関しては政令に記載されている随意契約以外は認められていないが、会計局で作成した通常の随意契約基準より、緩くならないように適用すべきと考えている。県で昨年行われた随意契約については、無理をすればあわせられるとかいうレベルでは無く、物理的に不可能だという、特定性で随意契約しているところ。

和田委員：随意契約しているところは、業界自体が独占的とか寡占的とかそういうことではないか。大手しかできないのでは。

事務局：今、随意契約しているところも、元の機器の導入では競争入札されていると認識している。

和田委員：1回決まってしまうとフォーマットが決まってしまうので、後から変えにくい。

福井委員長：建設工事の場合、20.2億となっているが、このような建設工事は奈良県であるのか。

事務局：現実には毎年という訳ではないが、例えばトンネル工事では1mあたり数百万円かかるので、1kmのトンネルは該当してくる。

坂西委員：昨年度の改正により教育サービスが追加されている。これが変わった背景であるとか、変わることで何か影響があるのか教えて欲しい。

事務局：議論の事情については承知していないが、教育サービスについては、かつては教育関連法で厳しく定められており、参入が困難な分野であった。この分野についても一定の要件を満たせば、外国の参加を可能にするという趣旨で改正されたものと思われる。
ただし、実際にはこれに該当する本県のサービスは、今のところ予定されていない。

福井委員長：他に質問・意見がなければ、これで終了としたい。

上記のとおり、相違ないことを確認する。

平成27年 9月 7日

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員長

福井英之



奈良県政府調達苦情検討委員会 委員

島田清彦

